

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025年6月2日改定）

掲載日 2024年9月24日

■振替貯金口座規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>9 印鑑</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合口座については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金（以下この項及び第24条第7項において「通常貯金等」といいます。）の届出の印鑑（又は署名鑑）又は当該通常貯金等の通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をこの貯金の取引に使用する印鑑（又は署名鑑）として取り扱います。</p>	<p>9 印鑑</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 総合口座については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金（以下この項及び第24条第8項において「通常貯金等」といいます。）の届出の印鑑（又は署名鑑）又は当該通常貯金等の通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をこの貯金の取引に使用する印鑑（又は署名鑑）として取り扱います。</p>
<p>14 小切手払の利用の申込み</p> <p>(1) <u>小切手払の利用の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、次に掲げる書類を添えて小切手払の取扱いを受けようとする一の場合、当行所定の書類を提出し、当行の承認を受けてください。ただし、加入者が官公署である場合は、当行所定の方法により行うものとします。</u></p> <p><u>① 当行が適当と認める保証人（加入者による誓約の内容が相違ないものと証明する者をいいます。③において同じとします。）2名が連名して押印した小切手払の利用に関する誓約書2通</u></p> <p><u>② 加入者の住民票の写し（法人である加入者については、法人登記の謄本又は抄本）又はこれに代わるべき相当の証明書類</u></p> <p><u>③ 保証人の住民票の写し又はこれに代わるべき相当の証明書類</u></p> <p><u>④ その他当行が必要と認める書類</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>14 小切手払の利用</p> <p>(1) <u>小切手払は、当行の承認を受けた加入者に限り、利用することができます。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>24 受払通知</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) <u>当行が業務の遂行上支障がないと認めるときは、次のいずれかの取扱いを受けることができます。ただし、②の取扱いについては、前項の通知票及び書類の合計枚数が当行所定の枚数を超える場合は、前項により通知します。</u></p> <p><u>① 払込みがあった際に送付される払込みに関する内容を記載した書類に代えて払込みの内容を記録した当行所定の記録媒体による通知の取扱い</u></p> <p><u>② 前項の通知及び書類の送付に代えて払込みの内容をインターネット経由により当行所定の方法で通知する取扱い</u></p> <p><u>③ 前項の取扱いを受けようとするときは、当行所定の書類を提出し、あらかじめ当行の承認を受けてください。</u></p> <p><u>④ 第2項の取扱いについて、業務の遂行上支障が生じたときは、前項の承認を取り消すことがあります。</u></p> <p><u>⑤ 前項の承認の取消しがあったときは、当行所定の事務センターにおいて、その旨を加入者に通知します。</u></p> <p><u>⑥ 第2項①の取扱いの解除を受けようとするときは当行所定の事務センターに、同項②の取扱いの解除を受けようとするときは加入者払出店に当行所定の書類を提出してください。</u></p> <p><u>⑦ 総合口座に係る第1項の通知については、通常貯金等の通帳への記入をもって代えるものとします。</u></p> <p><u>⑧ 第1項及び第2項①の取扱いについては、当行所定の料金を一般口座の預り金から控除することによりいただきます。</u></p>	<p>24 受払通知</p> <p>(1) (同左)</p> <p><u>② 前項の通知及び書類の送付に代えて払込みの内容をインターネット経由により当行所定の方法で通知する取扱いを受けることができます。ただし、前項の通知票及び書類の合計枚数が当行所定の枚数を超える場合は、前項により通知の取扱いを受けるものとします。</u></p> <p><u>③ 当行が業務の遂行上支障がないと認めるときは、払込みがあった際に送付される払込みに関する内容を記載した書類に代えて払込みの内容を記録した当行所定の記録媒体による通知の取扱いを受けることができます。</u></p> <p><u>④ 前2項の取扱いを受けようとするときは、当行所定の書類を提出し、あらかじめ当行の承認を受けてください。</u></p> <p><u>⑤ 第2項及び第3項の取扱いについて、業務の遂行上支障が生じたときは、前項の承認を取り消すことがあります。</u></p> <p><u>⑥ 前項の承認の取消しがあったときは、当行所定の事務センターにおいて、その旨を加入者に通知します。</u></p> <p><u>⑦ 第2項の取扱いの解除を受けようとするときは加入者払出店に、第3項の取扱いの解除を受けようとするときは当行所定の事務センターに当行所定の書類を提出してください。</u></p> <p><u>⑧ 総合口座に係る第1項の通知については、通常貯金等の通帳への記入をもって代えるものとします。</u></p> <p><u>⑨ 第1項及び第3項の取扱いについては、当行所定の料金を一般口座の預り金から控除することによりいただきます。</u></p>
<p>25 特殊取扱</p> <p>(1) 払込金、振替金又は振込金の振替口座（①から⑨までの取扱いについては、総合口座を除きます。）への受入れ等に係る特殊取扱として、次の取扱いを請求することができます。</p>	<p>25 特殊取扱</p> <p>(1) 払込金、振替金又は振込金の振替口座（①から⑨までの取扱いについては、総合口座を除きます。）への受入れ等に係る特殊取扱として、次の取扱いを請求することができます。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年6月2日改定）**

現 行	改定後
①～②（略） ③ 前条第2項①の通知の場合における当行所定の記録媒体を速達による郵便により送付し又は当行所定の記録媒体に記録した内容を電信により通知する取扱い ④～⑩（略） (2)～(4)（略）	①～②（同左） ③ 前条第3項の通知の場合における当行所定の記録媒体を速達による郵便により送付し又は当行所定の記録媒体に記録した内容を電信により通知する取扱い ④～⑩（同左） (2)～(4)（同左）
附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>2024年9月2日</u> から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>2025年6月2日</u> から実施します。

■**払込み規定**（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
11 払込みの取消し (1) 払込みの取消しの <u>申出</u> をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、本支店等に提出してください。この場合、払込金受領証等を提出してください。 (2)（略） (3) 第1項の取消しの <u>申出</u> に当たっては、当行所定の料金を支払ってください。 (4)～(5)（略）	11 払込みの取消し (1) 払込みの取消しの <u>請求</u> をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、本支店等に提出してください。この場合、払込金受領証等を提出してください。 (2)（同左） (3) 第1項の取消しの <u>請求</u> に当たっては、当行所定の料金を支払ってください。 (4)～(5)（同左）
13 料金 (1)（略） (2) 払込みの取消しの請求に <u>ついては</u> 、当行所定の取消料金を現金でいただきます。 <u>ただし、取消しができなかつたときは、取消料金を返還します。</u> <u>(3) 前項ただし書による取消料金の返還については、前条を準用します。</u> <u>(4) 払込みにおいて、特殊取扱を請求したときは、当行所定の料金を第1項に準じた方法によりいただきます。</u>	13 料金 (1)（同左） (2) 払込みの取消しの請求に <u>当たっては</u> 、当行所定の取消料金を現金でいただきます。 <u>この場合、取消しの成否にかかわらず、払込みの料金（前項に規定する料金をいいます。）及び取消料金は返却しません。</u> <u>(3) 払込みにおいて、特殊取扱を請求したときは、当行所定の料金を第1項に準じた方法によりいただきます。</u>
附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>2022年1月17日</u> から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>2025年6月2日</u> から実施します。

■**振替規定**（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
8 電信振替の請求の取消し (1) 電信振替の請求の取消しの <u>申出</u> をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等（第3条第1項③の請求に係る取消しの <u>申出</u> にあつては、当行所定の事務センター）に提出し、かつ、加入者払出店において請求する場合を除き、払出書用紙、受付票又は最近に送付を受けた受払いに関する通知票を提示してください。 (2) 総合口座の加入者がする電信振替の請求の取消しの <u>申出</u> は、前項の当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。 (3)～(5)（略）	8 電信振替の請求の取消し (1) 電信振替の請求の取消しの <u>請求</u> をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等（第3条第1項③の請求に係る取消しの <u>請求</u> にあつては、当行所定の事務センター）に提出し、かつ、加入者払出店において請求する場合を除き、払出書用紙、受付票又は最近に送付を受けた受払いに関する通知票を提示してください。 (2) 総合口座の加入者がする電信振替の請求の取消しの <u>請求</u> は、前項の当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。 (3)～(5)（同左）
10 料金 (1)（略） (2) 電信振替の請求の取消しに <u>おいて、払い出した預り金を既に他の振替口座に受け入れた後であるときは、取消しができた場合に限り</u> 、当行所定の取消料金を加入者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。この場合、 <u>前項の電信振替の料金は返却しません。</u>	10 料金 (1)（同左） (2) 電信振替の請求の取消しに <u>当たっては</u> 、当行所定の取消料金を加入者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。この場合、 <u>取消しの成否にかかわらず、電信振替の料金（前項に規定する料金をいいます。）及び取消料金は返却しません。</u>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年6月2日改定）**

現 行	改定後
(3) (略)	(3) (同左)
<u>(新設)</u>	<p>13 災害等による免責</p> <p><u>次の各号の事由により電信振替につき不能又は遅延があっても、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p> <p>① <u>災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき</u></p> <p>② <u>当行等又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、タブレット端末、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき</u></p> <p>③ <u>その他当行等以外の者の責に帰すべき事由があると</u> <u>き</u></p>
13 規定の適用 (略)	14 規定の適用 (同左)
14 規定の改定 (1)～(2) (略)	15 規定の改定 (1)～(2) (同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2023年5月15日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2025年6月2日</u> から実施します。

■振込規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>10 料金</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>組戻し及び訂正の請求においては、組戻し及び訂正ができた場合に限り、当行所定の組戻し又は訂正の料金を振込資金を払い出した振替口座の預り金から控除することによりいただきます。この場合、前項の振込の料金は返却しません。</u></p>	<p>10 料金</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>訂正又は組戻しの依頼に当たっては、当行所定の訂正又は組戻しの料金を振込資金を払い出した振替口座の預り金から控除することによりいただきます。この場合、訂正又は組戻しの成否にかかわらず、振込の料金（前項に規定する料金をいいます。）及び訂正又は組戻しの料金は返却しません。</u></p>
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2023年5月15日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2025年6月2日</u> から実施します。

■現金払規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>4 現金払</p> <p>(1) 現金払の請求は、次により取り扱います。</p> <p>① <u>通常現金払を請求しようとするときは、あらかじめ当行から承認を受け、記名押印（又は署名）をした当行所定の払出書とともに、当行の指定するところにより、当行所定の事務センターに払出金額及び受取人氏名その他必要事項を当行所定の記録媒体に記録して提出し又は当行所定の方法により電信により通知してください。この場合において、払出証書の交付を希望する場合は、その旨を指定してください。</u></p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 現金払</p> <p>(1) 現金払の請求は、次により取り扱います。</p> <p>① <u>当行から承認を受けた加入者が通常現金払を請求しようとするときは、記名押印（又は署名）をした当行所定の払出書とともに、当行の指定するところにより、当行所定の事務センターに払出金額及び受取人氏名その他必要事項を当行所定の記録媒体に記録して提出し又は当行所定の方法により電信により通知してください。この場合において、払出証書の交付を希望する場合は、その旨を指定してください。</u></p> <p>②～⑥ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2022年1月17日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2025年6月2日</u> から実施します。

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025年6月2日改定）

■自動払込み規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 自動払込みの取扱い</p> <p>自動払込みは、払込金を受け入れる振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。<u>第7条第2項、第8条①及び第9条において</u>同じとします。）に払込人名義の通常貯金の一部を自動的に継続して払込金及び払込みの料金（加入者が負担するものを除きます。）（第7条第2項において「払込金等」といいます。）に振り替えてする払込み及び料金の収受の取扱いです。</p>	<p>1 自動払込みの取扱い</p> <p>自動払込みは、払込金を受け入れる振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。<u>以下</u>同じとします。）に払込人名義の通常貯金の一部を自動的に継続して払込金及び払込みの料金（加入者が負担するものを除きます。）（第7条第2項において「払込金等」といいます。）に振り替えてする払込み及び料金の収受の取扱いです。</p>
<p>6 インターネットによる利用の申込み</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 第1項の申込みがあった場合、当行は、当該申込みをした預金者の受付データ又は預金者に対する本人特定事項の確認若しくは取引時確認の情報等を、承認を受けた<u>収納加入者（次項、次条第1項、第8条①及び第9条において</u>「収納加入者」といいます。）へ電信により通知することがあります。</p> <p>(7)～(9)（略）</p>	<p>6 インターネットによる利用の申込み</p> <p>(1)～(5)（同左）</p> <p>(6) 第1項の申込みがあった場合、当行は、当該申込みをした預金者の受付データ又は預金者に対する本人特定事項の確認若しくは取引時確認の情報等を、<u>第3条の承認を受けた加入者（以下</u>「収納加入者」といいます。）へ電信により通知することがあります。</p> <p>(7)～(9)（同左）</p>
<p>7 自動払込み</p> <p>(1) 自動払込みの請求をしようとするときは、当行所定の書類（当該書類と同等と当行が認めたものを含みます。第4項及び第5項において同じとします。）を、収納加入者を経由して当行の指定する日までに当行所定の方法により提出してください。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 第1項の当行所定の書類が提出された場合には、当行は、加入者が当行に通知した次の各号に掲げる情報（以下「コード等」といいます。）の一部と、当行に登録されているコード等の一部との一致を確認することによる本人確認を行ったうえで、請求を正当なものとして取り扱います。本人確認に使用するコード等の組み合わせは取引内容ごとに当行の定める組み合わせによるものとします。なお、当該本人確認により自動払込みの請求を受け付けましたうへは、本人確認の際に使用されたコード等につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>① センター確認コード</p> <p>② ファイルアクセスキー</p> <p>③ パスワード</p> <p>④ その他当行所定の情報</p> <p>(5) 第1項の当行所定の書類に記載された事項に不備があったとしてもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（当社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（<u>第10条第1項、第12条及び第13条において</u>「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>(6)（略）</p>	<p>7 自動払込み</p> <p>(1) <u>預金者は、</u>自動払込みの請求をしようとするときは、当行所定の書類（当該書類と同等と当行が認めたものを含みます。第4項及び第5項において同じとします。）を、収納加入者を経由して当行の指定する日までに当行所定の方法により提出してください。</p> <p>(2)～(3)（同左）</p> <p>(4) 第1項の当行所定の書類が提出された場合には、当行は、<u>収納加入者</u>が当行に通知した次の各号に掲げる情報（以下「コード等」といいます。）の一部と、当行に登録されているコード等の一部との一致を確認することによる本人確認を行ったうえで、請求を正当なものとして取り扱います。本人確認に使用するコード等の組み合わせは取引内容ごとに当行の定める組み合わせによるものとします。なお、当該本人確認により自動払込みの請求を受け付けましたうへは、本人確認の際に使用されたコード等につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>① センター確認コード</p> <p>② ファイルアクセスキー</p> <p>③ パスワード</p> <p>④ その他当行所定の情報</p> <p>(5) 第1項の当行所定の書類に記載された事項に不備があったとしてもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（当社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（<u>以下</u>「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>(6)（同左）</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>7の2 届出事項の変更等</u></p> <p>(1) <u>収納加入者は、収納加入者の名称、電話番号、払込日その他の自動払込みの利用に係る届出事項に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p> <p>(2) <u>収納加入者は、当行所定の方法により申し込むことで、預金者が第4条から第6条により申し込んだ自動払込みにつき、収納加入者の名称、払込日その他の当行所定の事項を前項の届出の内容に読み替えて自動払込みの取扱いを受けることができます（次項及び第8条第4項において「読替処理」といいます。）。</u></p> <p>(3) <u>前項の読替処理がされた場合、預金者は、読み替え後の内容に従って自動払込みの取扱いを受けるものとします。</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年6月2日改定）**

現 行	改定後
<p>8 料金</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動払込みに係る請求（<u>前条</u>第1項の請求を含みますが、これに限られません。）の受付に当たっては、前項とは別に当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 収納加入者が料金を負担する旨の申出をした場合は、当該収納加入者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② ①以外の場合は、預金者の通常貯金から控除することによりいただきます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>8 料金</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 自動払込みに係る請求（<u>第7条</u>第1項の請求を含みますが、これに限られません。）の受付に当たっては、前項とは別に当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 収納加入者が料金を負担する旨の申出をした場合は、当該収納加入者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② ①以外の場合は、預金者の通常貯金から控除することによりいただきます。</p> <p><u>(3) 前項①の場合、自動払込みが成立しなかったときであっても、預金者が請求した件数に応じて料金をいただきます。</u></p> <p><u>(4) 第7条の2第2項に定める読替処理については、第1項とは別に当行所定の料金を、当行所定の口座のうち、収納加入者が指定する振替口座の預り金、通常貯金又は通常貯蓄貯金から控除することによりいただきます。</u></p>
<p>9 利用の廃止等</p> <p>(1) 預金者が自動払込みの利用を廃止しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に届け出てください。ただし、次の場合には、廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>① <u>収納加入者が自動払込みの承認を取り消された場合</u></p> <p>② <u>収納加入者から振替口座の解約の請求があった場合又は振替口座について振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により解約とされた場合</u></p> <p>③ <u>収納加入者が次項の廃止の届出をした場合</u></p> <p>④ 預金者から通常貯金の全部払戻しの請求があった場合又は通常貯金について通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされた場合</p> <p>(2) 収納加入者が自動払込みによる払込金の受入れを廃止しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に届け出てください。ただし、次の場合には、廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>① 収納加入者が自動払込みの承認を取り消された場合</p> <p>② 収納加入者から振替口座の解約の請求があった場合又は振替口座について振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により解約とされた場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>9 利用の廃止等</p> <p>(1) 預金者が自動払込みの利用を廃止しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に届け出てください。ただし、次の場合には、廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>① <u>収納加入者が次項の廃止の届出をした場合（廃止の届出があったものとして取り扱われる場合を含みます。）</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 預金者から通常貯金の全部払戻しの請求があった場合又は通常貯金について通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされた場合</p> <p>(2) 収納加入者が自動払込みによる払込金の受入れを廃止しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に届け出てください。ただし、次の場合には、廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>① 収納加入者が自動払込みの承認を取り消された場合</p> <p>② 収納加入者から振替口座の解約の請求があった場合又は振替口座について振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により解約とされた場合</p> <p><u>③ 振替口座が総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座である場合において、収納加入者から通常貯金又は通常貯蓄貯金について全部払戻しの請求があった場合、通常貯金について通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされた場合又は通常貯蓄貯金について通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされた場合</u></p> <p>(3) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2020年1月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2025年6月2日</u>から実施します。</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025年6月2日改定）

■総合振込・給与振込規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>10 料金</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 訂正又は組戻しの依頼に当たっては、<u>訂正又は組戻しができる場合に限り</u>、当行所定の訂正又は組戻しの料金を総合振込等の資金を払い出した一般口座の預り金から控除することによりいただきます。この場合、<u>前項の総合振込等の料金は返却しません。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>10 料金</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 訂正又は組戻しの依頼に当たっては、当行所定の訂正又は組戻しの料金を総合振込等の資金を払い出した一般口座の預り金から控除することによりいただきます。この場合、<u>訂正又は組戻しの成否にかかわらず、総合振込等の料金（前項に規定する料金をいいます。）及び訂正又は組戻しの料金は返却しません。</u></p> <p>(4)～(6) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2020年1月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2025年6月2日</u>から実施します。</p>

■ゆうちょダイレクト規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>25 電子メール等によるお知らせ</p> <p>(1) 当行は、利用者の請求に基づき、次の各号に掲げる事項のうち、利用者が選択した事項を電子メールアドレスあてにお知らせします。ただし、④に掲げる事項については電子メールの送信に代えて、当行所定のホームページへの掲載その他相当の方法により行うことができるものとします。</p> <p>① 電信払込み、電信振替、振込及び国内非居住者円貨建て送金による払込金、振替金及び振込金の利用者の振替口座への受入れ並びに受払通知（振替貯金口座規定第24条（受払通知）第2項②に規定する通知をいいます。）に関する当行所定の事項</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p>	<p>25 電子メール等によるお知らせ</p> <p>(1) 当行は、利用者の請求に基づき、次の各号に掲げる事項のうち、利用者が選択した事項を電子メールアドレスあてにお知らせします。ただし、④に掲げる事項については電子メールの送信に代えて、当行所定のホームページへの掲載その他相当の方法により行うことができるものとします。</p> <p>① 電信払込み、電信振替、振込及び国内非居住者円貨建て送金による払込金、振替金及び振込金の利用者の振替口座への受入れ並びに受払通知（振替貯金口座規定第24条（受払通知）第2項に規定する通知をいいます。）に関する当行所定の事項</p> <p>②～④ (同左)</p> <p>(2)～(9) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2025年5月19日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2025年6月2日</u>から実施します。</p>

■ゆうちょBizダイレクト規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>14 総合振込・給与振込</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 総合振込等において指定できる受取人の貯金種目等（<u>第12項</u>において「預貯金口座」といいます。）は、当行所定の貯金種目又は全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の当行所定の本支店にある当行所定の預金種目とします。</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) <u>前項</u>において利用者は、当行がこのサービスの画面に表示する当該利用者からの依頼の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により総合振込等の依頼電文を当行に送信してください。</p> <p>(7) 総合振込等の実行日は、振込先の金融機関等の事情により利用者が希望する実行日とならない場合があります。</p> <p>(8) 利用者が当行所定の日時までに<u>第6項</u>の送信を行わなかった場合、当行は当該総合振込等の依頼を初めからなかったものとして取り扱うこと</p>	<p>14 総合振込・給与振込</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 総合振込等において指定できる受取人の貯金種目等（<u>第13項</u>において「預貯金口座」といいます。）は、当行所定の貯金種目又は全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の当行所定の本支店にある当行所定の預金種目とします。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) <u>利用者は、電信振替又は一般口座に係る現金払の払出金を利用者が指定する受取人の通常貯金の預入金に振り替えてする払出し及び預入の取扱いによる給与振込の場合、当行所定の方法により申し込むことにより、前項の必要事項を送信すべき日時を当行が別に定める日時まで延長することができます。</u></p> <p>(7) <u>第5項</u>において利用者は、当行がこのサービスの画面に表示する当該利用者からの依頼の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により総合振込等の依頼電文を当行に送信してください。</p> <p>(8) 総合振込等の実行日は、振込先の金融機関等の事情により利用者が希望する実行日とならない場合があります。</p> <p>(9) 利用者が当行所定の日時までに<u>第7項</u>の送信を行わなかった場合、当行は当該総合振込等の依頼を初めからなかったものとして取り扱うこと</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年6月2日改定）**

現 行	改定後
<p>ができるものとしします。</p> <p>(9) <u>第6項</u>の送信後、当行所定の提出期限をもって、総合振込等の依頼が確定するものとしします。なお、依頼が確定するまでは、利用者は依頼の取消しを行うことができます。</p> <p>(10) 前項の規定により総合振込等の依頼が確定したときは、当行は、依頼内容に基づいて、実行日に総合振込等を実行します。</p> <p>(11) 当行は、利用口座の預り金の実行日の当行所定の期限までに総合振込等の送金資金及び当行所定の料金の合計額に満たない場合には、総合振込等の依頼を実行せずに取り消すものとしします。この場合、当該総合振込等の依頼は、初めからなかったものとして取り扱い、当行は、当行所定の方法により利用者あてに当該総合振込等の依頼を取り消した旨を通知するものとしします。</p> <p>(12) 総合振込等の実行に当たり、利用口座から払出金及び当行所定の料金を払い出した後、払出金を受取人の預貯金口座に入金できなかったときでも、総合振込等の料金は返却しないものとしします。</p>	<p>ができるものとしします。</p> <p>(10) <u>第7項</u>の送信後、当行所定の提出期限をもって、総合振込等の依頼が確定するものとしします。なお、依頼が確定するまでは、利用者は依頼の取消しを行うことができます。</p> <p>(11) 前項の規定により総合振込等の依頼が確定したときは、当行は、依頼内容に基づいて、実行日に総合振込等を実行します。</p> <p>(12) 当行は、利用口座の預り金の実行日の当行所定の期限までに総合振込等の送金資金及び当行所定の料金の合計額に満たない場合には、総合振込等の依頼を実行せずに取り消すものとしします。この場合、当該総合振込等の依頼は、初めからなかったものとして取り扱い、当行は、当行所定の方法により利用者あてに当該総合振込等の依頼を取り消した旨を通知するものとしします。</p> <p>(13) 総合振込等の実行に当たり、利用口座から払出金及び当行所定の料金を払い出した後、払出金を受取人の預貯金口座に入金できなかったときでも、総合振込等の料金は返却しないものとしします。</p>
<p>15 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>(1) 振込又は総合振込等（次項及び第4項において「振込等」といいます。）の依頼内容が確定した時（振込にあつては第13条第4項に規定する振込契約が成立した時、総合振込等にあつては前条<u>第9項</u>に規定する提出期限をいいます。次項及び第4項において同じとしします。）以後に、その依頼内容を変更しようとするときは、当行所定の方法により依頼してください（以下当該手続を「訂正」といいます。）。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで依頼人を利用者本人とみなし、依頼を正当なものとして取り扱います。なお、総合振込等において訂正が可能な取扱いは、当行所定の取扱いに限ります。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>15 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>(1) 振込又は総合振込等（次項及び第4項において「振込等」といいます。）の依頼内容が確定した時（振込にあつては第13条第4項に規定する振込契約が成立した時、総合振込等にあつては前条<u>第10項</u>に規定する提出期限をいいます。次項及び第4項において同じとしします。）以後に、その依頼内容を変更しようとするときは、当行所定の方法により依頼してください（以下当該手続を「訂正」といいます。）。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで依頼人を利用者本人とみなし、依頼を正当なものとして取り扱います。なお、総合振込等において訂正が可能な取扱いは、当行所定の取扱いに限ります。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>16 自動払込み</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) <u>前項</u>の送信後、当行所定の提出期限をもって、自動払込みの請求に係る内容が確定するものとしします。なお、請求内容が確定するまでは、利用者は当該請求の取消しを行うことができるものとしします。</p> <p>(4) 自動払込みの成否に関する結果は、当行所定の方法により利用者あてに通知します。ただし、利用者が当該結果を確認できなかった場合は、当行所定の方法により当行に確認してください。</p>	<p>16 自動払込み</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) 利用者は、当行所定の方法により申し込むことにより、前項の必要事項を送信すべき日時を当行が別に定める日時まで延長することができます。</u></p> <p>(4) <u>第2項</u>の送信後、当行所定の提出期限をもって、自動払込みの請求に係る内容が確定するものとしします。なお、請求内容が確定するまでは、利用者は当該請求の取消しを行うことができるものとしします。</p> <p>(5) 自動払込みの成否に関する結果は、当行所定の方法により利用者あてに通知します。ただし、利用者が当該結果を確認できなかった場合は、当行所定の方法により当行に確認してください。</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>18の2 訪問サポート</u></p> <p><u>(1) 契約者は、このサービスの利用に関し、当行所定の方法により申し込むことにより、当行の社員が、契約者が指定する場所を訪問し、当行所定の操作説明書等に従ってこのサービスの利用に係る操作方法の説明を行うサービス（以下「訪問サポート」といいます。）を利用することができます。</u></p> <p><u>(2) 訪問サポート利用時の、このサービスの利用に係る使用機器の操作は、契約者又は契約者の指定する者（以下「契約者等」といいます。）が行うこととしします。</u></p> <p><u>(3) 当行は、当行の社員の説明後、契約者等が動作確認することにより、契約者の課題（契約者が、訪問サポートを利用して当行の社員からの説明を受けることにより解決したい事項をいいます。第20条第2項及び第26条の2第1項において同じとしします。）が解決されたことが確認できた場合には、訪問サポートを提供したものとします。</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年6月2日改定）**

現 行	改定後
<p>20 料金</p> <p>(1) このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① このサービスの利用に係る契約料金及び月額料金は、代表口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② トークンに係る料金及び第18条第1項①に係る月額料金は、代表口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>③ このサービスにより提供される取扱いに係る料金は、前2号の場合を除き、それぞれの利用口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(2) 訂正又は組戻しの依頼に当たっては、<u>訂正又は組戻しができる場合に限り</u>、当行所定の訂正又は組戻しの料金を利用口座の預り金から控除することによりいただきます。この場合、電信振替、振込、総合振込又は給与振込に係る料金（<u>前項</u>に規定する料金をいいます。）は返却しません。</p> <p>(3) 当行は、<u>前2項</u>の料金に係る領収書等を発行いたしません。</p> <p>(4) 第1項<u>又は第2項</u>にかかわらず、このサービスに係る料金をいただくことができなかったときは、当行は当該料金に相当する金額を代表口座又は利用口座の預り金から控除することによりいただくことができますものとしします。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>20 料金</p> <p>(1) このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① このサービスの利用に係る契約料金及び月額料金は、代表口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② トークンに係る料金、<u>第14条第6項に係る料金、第16条第3項に係る料金</u>及び第18条第1項①に係る月額料金は、代表口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>③ このサービスにより提供される取扱いに係る料金は、前2号の場合を除き、それぞれの利用口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p><u>(2) 訪問サポートの利用に当たっては、訪問サポートにより契約者の課題が解決した場合に限り、当行所定の料金を代表口座から控除することによりいただきます。</u></p> <p>(3) 訂正又は組戻しの依頼に当たっては、当行所定の訂正又は組戻しの料金を利用口座の預り金から控除することによりいただきます。この場合、<u>訂正又は組戻しの成否にかかわらず</u>、電信振替、振込、総合振込又は給与振込に係る料金（<u>第1項</u>に規定する料金をいいます。）<u>及び訂正又は組戻しの料金</u>は返却しません。</p> <p>(4) 当行は、<u>前各項</u>の料金に係る領収書等を発行いたしません。</p> <p>(5) 第1項<u>から第3項</u>にかかわらず、このサービスに係る料金をいただくことができなかったときは、当行は当該料金に相当する金額を代表口座又は利用口座の預り金から控除することによりいただくことができますものとしします。</p> <p><u>26の2 訪問サポートにおける免責事項</u></p> <p><u>(1) 当行は、訪問サポートにより、契約者の課題が解決されることを保証するものではありません。</u></p> <p><u>(2) 当行は、訪問サポートに起因して契約者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合に限り、当行は賠償する責任を負うものとしします。</u></p> <p><u>(3) 訪問サポートに起因して契約者に生じた損害について、当行が賠償の責任を負う場合であっても、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害については一切責任を負わないものとしします。</u></p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2020年1月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2025年6月2日</u>から実施します。</p>

以 上